

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：

キルギス国道路維持管理機材
メンテナンス機能強化計画準備調査
(一般競争入札 (総合評価落札方式))

(業務実施契約)

- 第1 入札内容
 - 第2 仕様書
 - 第3 技術提案書作成要領
 - 第4 経費積算に係る留意点
 - 第5 業務完了時の数量確認等について
 - 第6 契約書 (案)
- 別添様式集

平成26年3月26日
独立行政法人国際協力機構
調達部

第1 入札内容

本件は、コンサルタント等契約の業務実施契約における一般競争入札(総合評価落札方式)の試行案件です。本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

なお、本業務にかかる書類の提出にあたっては「各種書類受領書」(別添様式集参照)を併せて提出して下さい。

1. 公示

公示日 平成26年3月12日

2. 契約担当役

理事 小寺 清

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称:

キルギス国道路維持管理機材メンテナンス機能強化計画準備調査
(一般競争入札(総合評価落札方式))

(2) 業務内容:「第2 仕様書」のとおり

(3) 契約期間(予定):平成26年5月から平成27年4月

4. 窓口

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部 契約企画課

【担当者氏名】西馬 智子

【メールアドレス】prtpd@jica.go.jp (契約企画課代表)

【電話番号】03-5226-6607 (契約企画課代表)

※なお、書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、以下の要件を全て満たす者に限ります。

(1) 平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、または当機構における資格審査を経て当機構の公告・公示案件への競争参加資格を有する者。

全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

(2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこととします。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・ 技術提案書の提出締切日が資格停止期間中の場合、技術提案書を無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、技術提案書の提出締切日が資格停止期間終

了後の案件については、技術提案書を受付けます。

- ・ 資格停止期間前に落札している場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
 - ・ 資格停止期間前に技術提案書の審査に合格した場合でも、入札時点において資格停止期間となる案件の技術提案書は無効とします。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、技術提案書提出の資格がありません。

入札説明書及び関連資料の配布・貸与は、その配布・貸与時に、上記資格要件を確認のうえ配布・貸与します。機構から既に「整理番号」を通知されている方については、同番号を確認させていただきます。

6. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。

ア. 提出期限：平成26年4月2日（水）正午まで

イ. 提出先：上記4. 窓口

ウ. 提出方法：電子メール、郵送又は持参

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 平成26年4月4日（金）までに、以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「JICA本部における公告・公示情報」中の「業務実施契約」

→「コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約）」（検索システム）

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

7. 技術提案書・入札書の提出等

- (1) 日時

平成26年4月11日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）

- (2) 提出場所

上記4. 参照

- (3) 提出書類

ア. 技術提案書（提出部数：正1部、写4部）（「第3 技術提案書作成要領」及び「別添様式第2 技術提案書作成要領に関する様式」参照）

イ. 入札書（厳封）（提出部数：正1通）（「別添様式第1 入札に関する様式」参照）

- ・ 日付は入札執行日として下さい。
 - ・ 代表者および入札会出席者名それぞれの記名、捺印をお願いします。
 - ・ 封筒に入れ、表に件名、社名記入、厳封のうえ提出して下さい。
- ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒（80円切手貼付）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は上記（1）の提出期間内に到着するものに限ります。）
- (5) 技術提案書の無効
次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。
- ア. 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
 - イ. 提出された技術提案書に記名、押印がないとき
 - ウ. 同一提案者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
 - エ. 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - オ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。）
 - カ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

- (1) 技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、平成26年4月18日（金）付までの文書をもって通知します。同4月21日（月）午前までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にお問い合わせ下さい。
- (2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時：平成25年4月22日（火） 14時00分から
- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 111会議室
- (3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。
- ア. 技術提案書審査結果通知書（写）1通
 - イ. 委任状 1通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - ウ. 入札書 2通
（最大入札回数3回、「別添様式集 第1 入札に関する書式」参照。
なお、初回分の入札書は技術提案書と共に提出。）

※ なお、入札会に引き続き、落札者と当機構調達部及び案件主管部（経済基盤開発部）にて、契約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知おき願います。

10. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。2回目以降の入札は、入札会当日持参した入札書によります。
- (3) 第1回目の入札では、原則代理人を定めず、名称又は商号並びに代表者の氏名

を記載し、押印することにより入札書を作成して下さい。なお、第2回目以降の入札は、必要に応じ、代理人を定めて下さい。代理人を定める場合は、入札書に代理人の氏名を記載し、押印することで、有効な入札書とみなします。その際、入札者の押印は省略することができます。

- (4) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等(総価の8%)を除いた金額)をもって行います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8(消費税等)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とします。
- (6) 第2回目以降の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
 - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
 - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏名及びその者の印
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (8) 入札保証金は免除します。
- (9) 入札(書)の無効
 - 1) 上記5.に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。
 - 2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
 - 3) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
 - ア. 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。
 - イ. 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
 - ウ. 誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。
 - エ. 条件が付されているとき。
 - オ. 他者の競争参加を妨害したとき。
 - カ. 入札執行者等の職務執行を妨げたとき。
 - キ. その他、談合等不正行為をなしたとき。

11. 落札者の決定方法

(1) 評価項目

加算方式による総合評価落札方式とします。評価対象とする項目は、「第3 技術提案書作成要領」別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は100点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点20点とします。なお、技術提案書の評点は100点満点で評価した上、次の(3)に示される計算方法により、技術点(80点満点)を算出します。

(3) 評価方法

ア. 技術評価

- ①技術提案書の技術審査の結果、その評点が基準点を下回る場合には不合格とします。本業務の基準点は70点とします。
- ②入札者の技術点は以下の評価方式により計算します。
(技術点) = 評価点の配分(80点) × (当該入札者の技術提案書の評点) / (全入札者の技術提案書の評点のうち最高点)
- ③ただし、上記「全入札者」とは入札価格が予定価格を超えない入札参加者とします。入札価格が予定価格を超える者は全入札者には含めません。

イ. 価格評価

価格点については以下の評価方式により算出します。

$$\text{(価格点)} = \text{価格点の配分(20点)} \times \text{(全入札者の入札価格のうち最安値)} / \text{(当該入札者の入札価格)}$$

(4) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

- ア. 競争参加資格要件を満たし、技術提案書を提出した入札者であること
- イ. 技術提案書の評点が入札説明書において明示する基準点を下回らない者であること
- ウ. 当該入札者の入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- エ. 当該入札者の総合評価点が最も高い者であること

(5) 低入札価格調査

予定価格の6割を下回って入札価格を提示した入札者については、当該入札価格にて業務が適切に実施することが可能であるかについて、機構が調査を行うこととします。当該入札者は、機構の調査に協力するものとします。なお、調査の結果に応じ、当該入札者を落札者としなないことがあります。

12. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札案件名の確認

各出席者は技術審査結果通知書(写)を提出し、入札事務担当者が業務名称等を確認します。

イ. 入札会出席者氏名の確認

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

ウ. 委任状の受理(代表権を有する者が出席の場合は不要)

各出席者は、別添様式集「第1 入札に関する様式」に示す書式による委任状を提出します。

エ. 入札会出席者氏名、委任状の内容確認

入札事務担当者が、上記ア、イ、ウの書類の記載内容を確認します。

オ. 技術評価素点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術評価(素点)を発表します。

カ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、既に提出されている入札書の封印を確認し、併せて、各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

キ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

ク. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

ケ. 落札者の発表等

上記キ. における照合の結果、技術点、価格点及び総合評価点を算出しなくとも落札者または不調が決定できる場合は、入札者が「落札」または「不調」を発表します。

それ以外の場合は、予定価格を超えない全入札者の技術提案書の評点のうちの最高点を踏まえて入札者の技術点を算出し、入札執行者が、技術点を高い点数から順番に読み上げます。

次に、予定価格を超えない入札金額に対する価格点および総合評価点を算出し、入札執行者が、点の高い順番から読み上げ、「落札」を発表します。

コ. 再入札

不調の場合には直ちに再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 価格点及び総合評価点の算出方法

価格点および総合評価点は、小数点以下第2位の四捨五入により、小数点以下第1位まで算出します。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函して下さい。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(4) 不落随契

3回の入札でも落札者が決まらない場合、総合評価点の高いものから順に随意契約交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

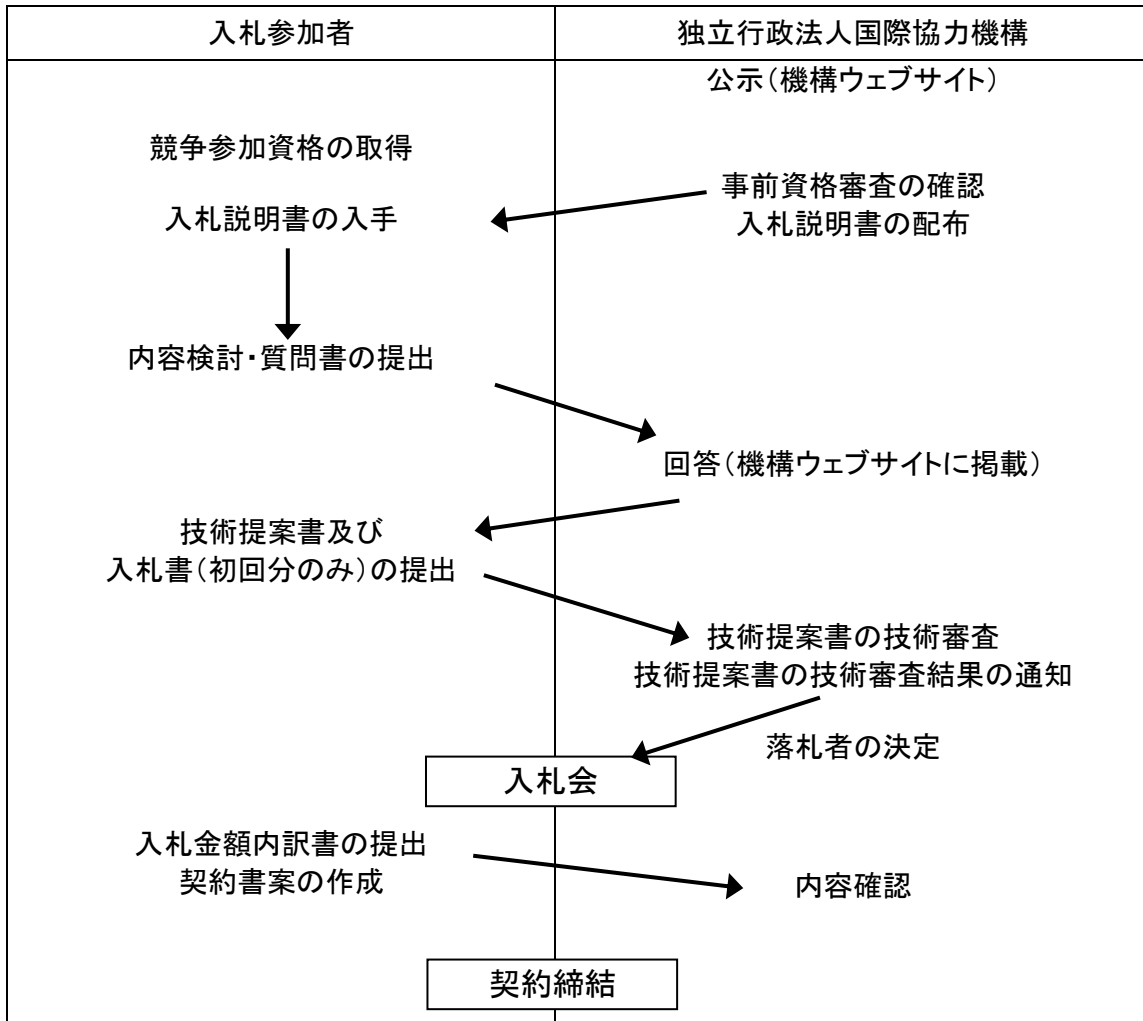
13. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、別添様式集「第1 入札に関する様式 4. 入札金額内訳書」に示す内訳の提出をいただきます。

(2) 「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公示以降）



14. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（1）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する全ての契約。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250万円

② 財産の買入れの場合、160万円

③物件の借入れの場合、80万円

④上記以外の場合、100万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等^(※)として再就職していること

※ 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますのでご協力をお願いします。

15. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

(3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイトで公表します。

(4) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

(5) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(6) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。

- (7) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (8) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- (9) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

以上

第2 仕様書

仕様書は共通仕様書と特記仕様書から構成されます。

I. 共通仕様書

共通仕様書は、機構ウェブサイト
「調達情報 > 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約（コンサルタント等）
2013年1月以降公示用 > 契約書 > 附属書 I 共通仕様書」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000ugt15-att/ind_attach01a.pdf) に示す通りとします。

II. 特記仕様書

1. 調査の背景

キルギス共和国（以下、キルギス）はカザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、中国に囲まれた国土面積約 198,500 平方 km の内陸国であり、国内の人・物の移動の約 95%を道路交通に依存し、約 34,000km に及ぶ国内の道路網は国民生活において重要な機能を有している。また、周辺国との交易を担う主要な経済インフラとしての役割も担い、物流におけるキルギス国内の道路の重要性が高まりつつある。一方で、同国の道路網の大部分は旧ソ連時代に建設された後、1991 年の独立後の経済の低迷などによって十分な補修が行われなかった等の原因から、損傷の拡大や劣化が進行しており、また、道路維持管理機材の耐用年数期間の超過等も進んでいる。

これらの道路状況の悪化はキルギス国民の生活に必要な物資の輸送や周辺国との交易に支障を来し、キルギスの経済成長、経済活性化の阻害要因となっている。

このような状況を受け、JICA はこれまで「道路維持管理能力向上プロジェクト」（技術協力、2008～2011 年）による道路舗装の維持管理に必要な技術力の定着・向上、基準類の整備、データシステムの整備、「道路行政アドバイザー」（技術協力、2008～2011 年、2011～2014 年、2014～2016 年）による道路維持管理に関する政策的な支援を通じ、道路舗装の維持管理及び冬季の道路維持管理に必要な運輸通信省（Ministry of Transport and Communications、以下「MOTC」）の能力・技術力の向上に寄与してきた。さらに、MOTC に対しては、「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」（技術協力、2013～2016 年）により、橋梁・トンネルの点検・補修計画の作成に関する協力を、「ナリン州道路維持管理用機材整備計画」（無償資金協力、2006 年）、「イシククリ州、チュイ州道路維持管理機材整備計画」（無償資金協力、2010 年）及び「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」（無償資金協力、2014 年）により道路維持管理機材の整備にかかる協力を実施している。

これまでに上記無償資金協力で整備された機材は適切に維持管理されているが、MOTC 保有の道路維持管理機材の約 75%は旧ソ連時代に整備されたものであり、これらは既に耐用年数（平均 10 年程度）を大幅に超過していることから、簡易な

工具では対応不可能な故障等が生じている。現在、MOTC の内部局である道路維持管理局が保有する道路維持管理機材に中規模・大規模修理の必要が生じた場合には、いずれの道路維持管理局も民間修理工場（ビシュケクに1社）もしくはサービス・ステーション（ビシュケクに5カ所程度）に修理を委託しているが、民間修理工場及びサービス・ステーションは道路維持管理局専門ではなく、他の業務も数多く抱えていることから、修理対応に長期間を要している。さらにビシュケクから離れた地域を管轄する道路維持管理局は、機材を民間修理工場やサービス・ステーションのあるビシュケクまで運搬する必要があり、これも機材修理の所要期間が長期化する要因となっている。

キルギス政府は中期開発計画（2013～2017年）の中で、重点分野の一つとして道路セクターを掲げ、周辺地域と国内の市場へのアクセスの確保に重点を置いており、より効率的に道路維持管理を実施することとしている。しかしながら、上記の通り、旧ソ連時代に整備された機材をはじめとする道路維持管理機材については老朽化が進行しており、そのメンテナンスを迅速に行っていく必要があることから、キルギス政府は、道路維持管理機材のメンテナンスに必要な機材の調達につき、2013年8月に我が国に無償資金協力（約3億円、道路維持管理機材メンテナンス機材165種6式）を要請した。

本調査は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画（調達機材の数量、仕様等）や機材の維持管理計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

（参考）

本事業の主管官庁である MOTC は、国際道路、国道、地方道の計約 18,803km（同国道路網全体の約 55%）を管轄している。MOTC の下部組織として道路維持管理部（Road Maintenance Department：RMD）が設置されており、MOTC が管轄する道路の維持管理計画の作成、予算管理、調達業務等を所掌している。実際の道路維持管理は、RMD の傘下の道路維持管理局（PLUAD/UAD、全国 9 カ所）と道路維持管理事務所（DEP、全国 57 カ所）が実施しており、PLUAD/UAD は傘下の DEP が管轄する道路の維持管理計画の立案や予算管理等を、DEP が道路舗装・橋梁・施設の点検・補修を担当している。なお、管轄地域の道路に 4 つの主要道路（オシューサリタシューイルケシュタム道路(OSI UAD)、ビシュケクーオシュ道路(BO UAD)、オシューバトケンイスファナ道路(OBI UAD)、ビシュケクーナリントルガルト道路(BNT UAD)) のいずれかが含まれる場合、当該 DEP は OSI UAD、BO UAD、OBI UAD、BNT UAD のいずれかの道路維持管理局の傘下に位置づけられる。管轄地域の道路に主要道路が含まれない DEP は、その管轄地域に応じて PLUAD 1（チュイ州）、PLUAD 3（ナリン州）、PLUAD 4（イシククリ州）、PLUAD 5（タラス州）、PLUAD 6（ジャララバード州）の道路維持管理局傘下に位置づけられる。

2. 調査の概要

（1）調査の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算す

るとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

(2) 調査の対象プロジェクトの概要

1) プロジェクト目標：

MOTC が保有する道路維持管理機材が、より効率的にメンテナンスされる。

2) プロジェクトの成果：

MOTC が管轄する道路維持管理事務所 6 カ所 (DEP958、DEP19、DEP52、DEP21、DEP35、DEP8 を想定しているが、詳細は調査で検討する) に道路維持管理機材のメンテナンスに必要な機材が整備される。

3) プロジェクトの内容 (我が国への要請内容)：

以下の機材を 6 セット (機材の種類・使用・数量など、詳細は調査で確認)

- ・ シャーシ修理用機材
(ハイドロリックプレス、ガントリークレーン、エアコンプレッサ等)
- ・ エンジン修理用機材
(ジェットパーツクリーナー、エンジンポジッショナ等)
- ・ 電気系統・バッテリー修理用機材 (シリコンクイックチェンジャー等)
- ・ タイヤ・ブレーキ (タイヤチェンジャー等)
- ・ 溶接機材 (ディーゼルアーク溶接機等)
- ・ 洗浄用機材 (高温高圧洗浄機)
- ・ その他工具各一式

なお、修理用機材等の設置先は DEP958 (PLUAD1)、DEP19 (PLUAD5)、DEP52 (PLUAD6)、DEP21 (OSI UAD)、DEP35 (PLUAD4)、DEP8 (PLUAD3) の 6 カ所を想定している。それぞれ機材の使用が想定される道路維持管理事務所 (DEP) については下表の通り。

①機材設置予定事務所 (DEP)	②PLUAD/UAD	③機材の使用が想定される道路維持管理事務所 (DEP)*
958	PLUAD1	42,40,43,25,28,1,958,954,39,34
19	PLUAD5	36,19,47,6,48,23,30,38,9
52	PLUAD6	27,17,12,51,50,52,31,22,18,
21	OSI UAD	37,44,21,45,959,960,16,956,5,26,46,2,13
35	PLUAD4	10,7,4,11,35,3,33
8	PLUAD3	14,24,8,20,15,32,955,41,957

*太字で記載している道路維持管理事務所は、②に記載している道路維持管理局傘下の事務所であり、その他の事務所については、②の欄に記載している PLUAD/UAD とは異なる道路維持管理局傘下の事務所である。

ただし、機材を設置する建物における照明、電源、洗浄装置用の配管等の整備、並びに建物の屋根や壁等の改修については、先方負担事項で実施することを想定している。

- 4) プロジェクトの対象地域 (サイト) :
キルギス国全土 (機材の設置先は DEP958 (PLUAD1)、DEP19 (PLUAD5)、DEP52 (PLUAD6)、DEP21 (OSI UAD)、DEP35 (PLUAD4)、DEP8 (PLUAD3) の6カ所を想定)
- 5) プロジェクトの相手国関係機関 :
運輸通信省 (Ministry of Transport and Communications : MOTC)

3. 調査実施上の留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、1) 概略設計の実施、準備調査報告書 (案) の作成等に
必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、及び2) 準備調査報告書
(案) を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の2
回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想
定している。

(2) JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

1) 現地調査

- 団員構成 : 総括、計画管理
- 調査行程 : 約8日間
- 目的 : 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の内容を検討
し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

2) 準備調査報告書 (案) 説明調査

- 団員構成 : 総括、計画管理
- 調査行程 : 約8日間
- 目的 : 準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニ
ッツを取りまとめる。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計
画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、
調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催
し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、
基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 準備調査報告書 (案) 説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書 (案)」に基づき、計画内容
を確認する。

(4) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び日本から参团する通訳団員は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(5) 安全管理

2014年2月末時点で、外務省の渡航情報（危険情報）において、バトケン州全体（ウズベキスタン及びタジキスタンの飛び地を含む）及びオシュ州とジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯は「渡航の延期をお勧めします。」、オシュ州及びジャララバード州（ウズベキスタンとの国境地帯を除く）地域は「渡航の是非を検討してください。」とされている。

業務の実施にあたっては、現地渡航の最低2週間前に渡航日程及び現地調査行程をJICAに連絡するとともに、現地調査中は安全管理に十分留意する。また、現地渡航前には対象地域の最新の治安状況についてJICAキルギス事務所等を通じて情報収集を行うとともに、現地調査中は同事務所と常時連絡を取れる体制を構築する。さらに、現地調査中は治安状況や移動手段・ルート等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

なお、バトケン州全体（ウズベキスタン及びタジキスタンの飛び地を含む）及びオシュ州とジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯（外務省の渡航情報（危険情報）で「渡航の延期をお勧めします。」とされている地域）において調査を実施する際には、契約金額とは別に発注者の費用負担により、24時間体制で護衛を配置するとともに衛星携帯電話を提供することとする。（発注者からの衛星携帯電話本体の貸与及び通話料の負担）

(6) 道路維持管理機材の修理の規模、実施頻度、所要時間及び経費規模の確認

本事業では、道路維持管理機材の小規模修理の範囲を越えて必要となる修理（中規模修理・大規模修理）のうち、中規模修理の際に必要なメンテナンス機材を整備するものである。各道路維持管理局へのヒアリング調査では、各道路維持管理局（キルギス国内に9カ所）が民間修理工場及びサービス・ステーションに委託している道路維持管理機材の中規模修理は、年間平均18回程度である。（頻度の多い道路維持管理局では年間35回、少ない道路維持管理局では4回程度。）本調査では、現在及び将来の道路維持管理局が保有する道路維持管理機材の各修理規模における修理の内容・頻度・所要時間及び経費の規模について確認する。また、これらの結果を踏まえて、本事業後に運輸通信省が民間企業に委託せずに、MOTCの直営で実施可能な修理内容を整理し、想定される経費の削減量や、短縮可能な修理の所要期間についても確認することで、本事業による効果を明確にする。

(参考) 道路維持管理機材における修理規模の定義

小規模修理	機材の日常点検の際に確認される小さな不具合が生じた際の作業。フィルター、オイル、ブレーキパッドの交換等。
中規模修理	機材の一部分の分解のみで実施可能な部品交換の修理。ブレーキ・ライニングの交換や電気系統の修理等。

大規模修理	機材の分解が必要で、摩耗した部品を全て交換し、初期状態に戻す修理等。
-------	------------------------------------

(7) 機材の仕様・数量の検討

本事業で調達する道路維持管理機材修理用機材の仕様・数量については、各道路維持管理局が保有する道路維持管理機材及び調達が計画されている道路維持管理機材の仕様、数量を踏まえて検討する。また、現在民間または直営で実施されている道路維持管理機材の修理内容及び将来想定される道路維持管理機材の修理の内容・頻度についても十分考慮した上で検討を行う。なお、各道路維持管理事務所の現有機材及び調達が計画されている機材については、過去の無償資金協力による道路維持管理機材整備事業（「ナリン州道路維持管理機材整備計画(無償資金協力、2006)」、「イシククリ州、チュイ州道路維持管理機材整備計画(無償資金協力、2010)」）及び「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画(無償資金協力、2014)」）における報告書等を十分に活用することとする。

(8) 機材の設置先及び機材設置先の道路維持管理事務所を管轄する道路維持管理局の検討

本調査では、機材の設置先及び本事業で整備する機材を管理する道路維持管理局を検討する。本事業で調達する道路維持管理機材メンテナンス用機材の設置先は、道路維持管理事務所（DEP958、DEP19、DEP52、DEP21、DEP35、DEP8、計6カ所）を想定している。ただし、本事業による機材供与の後に円滑に道路維持管理機材のメンテナンスが実施されるため、道路維持管理機材を管理する各道路維持管理局の所掌地域及び傘下の道路維持管理事務所の位置、本プロジェクトで調達を計画する機材の設置スペース、各道路維持管理事務所保管している道路維持管理機材の種類・数量・稼働状況や修理の内容・頻度、予算体系、人員配置、修理に係る技術力等を確認した上で、本事業で整備する道路維持管理機材のメンテナンス用機材の設置先を検討する。

また、上記「2.調査概要(2)3)」に記載の表について、道路維持管理局及び道路維持管理事務所の割当が妥当であるかについても検討する。なお、その際、各道路維持管理局及び道路維持管理事務所の予算体系を十分に確認・調査し、機材修理の必要な事務所が、その事務所の属さない道路維持管理局下で修理を実施する場合の予算の体系についても検討する。（例：DEP39は本来BNTUADに属しているが、「2.調査概要(2)3)」に記載の表では、PLUAD1に属するDEP958での機材修理が想定されていることから、機材メンテナンスを実施する際の各道路維持管理局の予算体系を十分に確認しておく必要がある。）

(9) 道路維持管理機材のメンテナンス計画及び道路維持管理機材メンテナンス用機材における維持管理計画の検討

本事業による道路維持管理機材メンテナンス用機材の調達後、キルギス側がこれらの機材を活用した場合の、道路維持管理機材のメンテナンスに必要な技術力や予算措置の見込み、維持管理機材のメンテナンス体制を確認し、機材メンテナンス計画を検討する。

また、本事業で調達する道路維持管理機材メンテナンス用機材自体についても、維持管理に必要な技術力や予算措置の見込み、維持管理機材のメンテナンス・管理体制やスペアパーツの確保の見込みを確認し、MOTCによる機材維持管理が可能な計画を検討する。調査の結果、MOTC 職員の技術力等が不足すると判断される場合には、ソフトコンポーネントで機材補修指導等を実施することを検討する。

(10) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限かあるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCに分類される。

(11) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

4. 調査の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) キルギスにおける道路整備事業に係る上位計画を確認する。
- 2) キルギスにおける道路の整備・維持管理、道路維持管理機材の現状、課題を調査し、本事業の重要性、必要性を確認する。
- 3) 本事業の要請の経緯と内容についてキルギス側の意向を再度確認する。
- 4) 本事業に関連する他ドナー、国際機関の援助動向を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

本事業の主管官庁であるMOTCや、RMD、道路維持管理局、道路維持管理事務所の組織・権限・人員構成や近年の財政・予算状況、技術水準等を確認し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) サイト状況調査

本調査にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、対象地域において、以下に示すサイト状況調査を行う。

- 1) 各道路維持管理局が所有する道路維持管理機材及び道路維持管理機材メンテナンス用機材の種類、数量、稼働状況、整備・維持管理状況を調査する。また、道路維持管理の実施内容・実績、現在実施されている道路維持管理機材の修理内容・頻度、修理実施先、修理に要する経費、並びに機材メンテナンス用機材の盗難等に対する治安対策等についても調査を実施する。主な調査方法については、MOTC 及び維持管理機材の修理を実施する民間修理工場への聞き取り調査等を想定している。
- 2) キルギス国内の MOTC が管轄する道路の整備・補修計画、実施体制、予算額、予算体系等を調査する。また、同国の道路維持管理機材の整備・修理計画、道路維持管理機材メンテナンス用機材の整備計画等についても調査を行う。
- 3) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理、現地でのヒアリング調査等により行うこととする。

(6) 調達事情調査

- 1) 本事業で調達する道路維持管理機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。
- 2) 調達に関わる関連法令について調査する。
- 3) 本事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。

(7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2009年3月）に準拠して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 基本計画（機材の設置先、数量・仕様等）

調達事情や実施機関の実施体制・能力、対象地域の道路整備・補修の実績・計画、保有機材、保有機材の修理の内容・頻度・経費、機材調達後の道路維持管理機材に係るメンテナンス計画等を勘案し、設計方針を整理する。

① 全体計画：

機材設置先として想定される各道路維持管理事務所の敷地面積、人員配置、技術力、予算額、予算体系、今後修理の必要が想定される道路維持管理機材、現在保有する機材メンテナンス用の機材及び整備予定の機材メンテナンス用の機材の種類・数量・稼働状況の確認、道路維持管理機材の修理の所要期間等に関する調査結果を踏ま

え、本事業での機材設置先となる道路維持管理事務所を検討する。

② 機材計画：

必要と認められる機材について、機材名、仕様、数量、使用目的等を整理する。なお、機材の仕様、数量の検討にあたっては、機材の設置先となる各道路維持管理事務所において、本事業の機材供与後に修理が想定される道路維持管理機材の仕様、数量等を勘案し検討する。また、機材の仕様の検討にあたっては、対象地域の気候や地形等の自然条件を考慮することとする。

③ 配置計画：

機材設置先となる道路維持管理事務所における機器・電源等の配置図面を作成する。

2) 調達計画

本事業で調達する機材の調達計画や具体的な調達工程等を検討する。

(8) 相手国側負担事業の概要の整理

相手国側負担事項（用地確保等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のキルギス政府の免税措置を確認する。

(9) 維持管理計画の検討

本事業で調達する機材の維持管理計画及び盗難等への治安対策を検討する。また、特にキルギス側による本事業で調達する機材を使用した道路維持管理機材の整備及び本事業で調達する機材自体の維持管理に必要な技術力や人員、予算措置の見込み等を確認する。更に本事業で調達する機材については、スペアパーツの確保の見込みについても確認し、維持管理計画を検討する。その際「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び既存機材の使用状況等を参考に各機材の耐用年数を設定した上で、維持管理計画を検討する（維持管理予算の算出等）こととする。

なお、本事業で調達する機材により修理が実施される道路維持管理機材のメンテナンス計画及び機材メンテナンス用機材自体の維持管理計画については、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理することとする。

(10) 技術支援計画の策定

本事業での機材引き渡し後の初期捜査指導・運転指導計画等を検討し、取扱いマニュアル、メンテナンスマニュアルについては、ロシア語版を各機材に添付することを検討する。

また、本事業で調達する機材を使用する道路維持管理機材のメンテナンス及び本事業で調達する機材自体の維持管理に必要な技術力を有していることが想定されるが、調査の結果、MOTC 職員の技術力等が不足すると判断される場合には、ソフトコンポーネントで機材補修指導等を実施することを検討する。

(11) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力

対象事業」の概略事業費及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2009年3月）に準拠して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

なお、設計（機材の仕様の選定）及び積算の精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

(12) 協力対象事業実施にあたっての留意事項の整理

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(13) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①道路維持管理機材の修理の所要経費（ソム/年）、②道路維持管理機材の修理の平均所要期間（日/台）、③MOTC 直営での機材の中規模修理における実績（回/年）などが想定される¹

(13) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）、機材仕様書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(14) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）、機材仕様書（案）をキルギス政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(15) 準備調査報告書等の作成

キルギス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の報告書等を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集

¹ 他にプロジェクトの成果や裨益効果、事後評価のための評価指標、及びそのために必要と判断される調査がある場合には、技術提案書で提案することとする。

5. 調査の工程

2014年5月中旬に事前準備を開始し、同年5月下旬より現地調査を行い、同年12月上旬に準備調査報告書（案）説明調査を実施することを想定する。同年12月下旬までに概要資料、翌2015年3月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とし、成果品の提出期限を2015年3月〇〇日とする。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 業務計画書 | : 和文2部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文8部
: 英文12部（うち先方政府分10部） |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文8部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文8部
: 英文12部（うち先方政府分10部） |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文2部 |
| (6) 概要資料 | : 和文1部及びCD-R1枚 |
| (7) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）6部及びCD-R2枚
: 英文（製本版）15部及びCD-R2枚
（うち先方政府分10部）
: 和文（簡易製本版）3部及びCD-R1枚 |
| (8) 機材仕様書 | : 和文2部
: 英文3部（うち先方政府分2部） |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R2枚（デジタル画像40枚程度） |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポート、及び(4) 準備調査報告書（案）、並びに(7) 準備調査報告書については、仮訳として露文を作成し、先方政府に提出することとする（但し、JICAに提出する報告書類は和文及び英文のみとする）。英文から露文への翻訳は、キルギス国内で行うことを原則とし、必要経費は契約金額に含める。

注3) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年1月）」に準拠することとする。

注4) (7) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、仕様書に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書の構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	J V
頭紙		
表紙		
1 コンサルタント等の経験、能力等		
(1) 類似業務の経験	6	注
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	1	1
(3) その他参考となる情報	1	1
2 業務の実施方針等		
(1) 課題に関する現状認識	}	10
(2) 業務実施の基本方針		
(3) 作業計画	}	4
(4) 要員計画		
(5) 業務従事者毎の分担業務内容		2
(6) その他（実施設計・施工監理体制に関する提案等）		2
3 業務従事予定者の経験、能力等		
(1) 業務主任者等の経歴		1～3
(2) 評価対象業務従事者の経歴		5／人

注：共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

(1) 業務の工程

「第2 仕様書」を参照。

(2) 業務量の目途及び業務従事者

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、応札者は、「第2 仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定し、業務従事者を想定した上で、経費を積算願います。

1) 作業人月（目途）：

（全体）約13.0M/M（通訳団員除く）、約1.9M/M（通訳団員）

（内訳）現地作業：約5.4M/M（通訳団員除く）、約1.9M/M（通訳団員）

国内作業：約7.6M/M（通訳団員除く）、0.0M/M（通訳団員）

- ・なお、キルギスへの渡航回数については、全体で延べ7回（通訳団員以外：延べ5回、通訳団員：延べ2回）を想定しています。
- ・現地業務期間や渡航回数については、応札者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は失格となりますのでご留意下さい。

2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下のとおり想定していますが、これは機構が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務主任／道路維持管理機材計画（2号）
- ② 機材計画／運営・維持管理計画（3号）
- ③ 調達計画／積算（3号）
- ④ 通訳（ロシア語）

3) 評価対象業務従事者

上記2)に示す業務従事者構成（案）のうち、以下の1分野を評価対象とします。

- ① 業務主任／道路維持管理機材計画

（上記1分野の想定M/M：約4.5M/M）

提案いただく業務従事者のうち、総括に指名された方を評価対象とします。その他の業務従事者の方は、評価の対象外ですが、効率的な業務従事者の構成となっているか等については、「要員計画の妥当性」として評価します。

(3) 評価に際しての類似業務／対象国／語学力

技術提案書の評価に際しては、以下の項目を類似案件、対象国又は近隣地域、語学力として評価します。

- 1) 類似業務 道路維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国／地域 キルギス／全途上国
- 3) 語学力 英語

(4) 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

各項目の（ ）に○を付したものが、今回の入札条件です。

- (○) 認めません。
- ~~() 認めます。~~
- ~~() 認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。~~
- ~~() 2者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。~~
- ~~() 協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント() は、構成員になれません。~~

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。
 注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届を技術提案書に添付して下さい。

(5) 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

各項目の()に○を付したものが、今回の入札条件です。

- ~~() 全ての業務従事者について、認めません。~~
- (○) 以下の要件で、補強を認めます。
 - ~~ア. 共同企業体で技術提案書を提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで認めます。~~
 - イ. 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで認めます。

【業務主任者（総括）について】

- (○) 業務主任者（総括）については認めません。
- ~~() 業務主任者（総括）について認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。~~

~~【その他の業務従事者について】~~

- ~~() 次の団員については認めません。~~
~~()~~
- ~~() 協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント() からの補強は認めません。~~

(6) 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、入札条件です。)

- ~~() 外国籍人材の活用を認めます。~~
- (○) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ~~() 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に~~

~~従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。~~

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・ 日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に適法な在留資格を得て在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・ 内国法人が外部からの補強として適法な在留資格を得て当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

【定義】

＜共同企業体＞

複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

＜専任の技術者＞

- (1) コンサルタント等の経営者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係のない者。
- (3) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係がある者。

注) 主たる賃金を受ける雇用関係とは、平成2年9月21日付労働省通達（職）発509号に基づき、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65才以上で新たに雇用された技術者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を指します。

＜補強＞

- (1) コンサルタント等との間で雇用関係がない技術者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者については、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係がない者。

(7) 業務管理グループ

業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。

（各項目の（ ）に○を付したものが、入札条件です。）

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

~~() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めます（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とします。~~

(8) 配布資料等

- 1) キルギス共和国道路維持管理機材メンテナンス機能強化計画 要請書
(入札説明書に付してPDFファイルを配布)
- 2) キルギス共和国イシククリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画準備調査
報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253112.html>
- 3) キルギス共和国ナリン州道路維持管理用機材整備計画基本設計調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169262.html>
- 4) キルギス国オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備
計画準備調査 報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013995.html>

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

3. 1 コンサルタント等の経験、能力等

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の社としての業務経験、社としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

(1) 類似業務の経験

国内業務、海外業務を問わず、上記2.(3)に示した類似業務の実績を記述し、それらの業務の経験が当該案件の実施にあたり有用であることを説明して下さい。類似業務とは、業務の分野(経済開発、農業等)、技術サービスの種類(フェージビリティ調査、施工監理等)、業務対象、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該案件の実施に際して活用できる業務を指します。

別添様式2-3①では、類似業務としての的確なものを海外、国内を問わず、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ20件以内(原則として過去10年以内のもの)を選び、その実績を海外、国内に分け、年度ごとに記載して下さい。

別添様式2-3②では、別添様式2-3①の業務実績の中から、当該案件に最も類似していると考えられる実績(海外、国内を問わず)を、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ5件以内を選び、類似点を記載して下さい。プロジェクトの目的、内容等、また、共同企業体で実施している場合は担当業務、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)

業務は、「業務従事者」が主体となって実施しますが、当該業務受注コンサルタント等が業務の実施に当たり、社としてどのような取組を行うか、またそのための支援体制をどのように敷くかについて十分に検討されていることも、業務を円滑に進めるための重要な要件のひとつとなります。このようなバックアップ体制とは、概ね、報告書の内容の審査・校閲のような業務に与える便宜や危機管理への対応等のロジスティクス的なものと、有識者による業務支援体制のような業務内容に関わる技術的な内容になります。

記載する内容は、バックアップについての考え方及びそれを行う社内の組織・体制、該当者名、必要に応じそれらの連絡先等になります。また、社外の有識者等（大学教授、研究者等）によるバックアップを得られるような場合には、その体制、形態及びバックアップの内容等につき具体的に記載して下さい。

なお、ISO9000 シリーズの品質保証システム取得等を保有している場合には本項目で記載し、可能な限り認定証の写しを添付して下さい。

現地におけるバックアップ体制がある場合は、例えば自社の支店／海外事務所、現地連絡員、ローカルコンサルタント、大学や研究機関などについて、支援を受ける具体的な内容と併せて、それらの名称や連絡先等を記載して下さい。

3. 2 業務の実施方針等

仕様書についてコンサルタント等が理解した内容や、業務の基本方針、コンサルタント等が業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。その内容は、コンサルタント等の考え方に基づきどのように業務を実施しようとするのか、若しくは業務の実施方法がより具体的に指定されている場合については実施する際の留意点等を記述することが基本となります。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

(1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で応札者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。記述は下記項目全体で4ページ以下として下さい。

- 1) 開発途上国における道路維持管理機材に係る現状と課題
- 2) キルギスにおける道路セクターに係る現状と課題

(2) 業務実施の基本方針

「第2 仕様書」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識を受けて、コンサルタント等がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討した上で記述して下さい。

また、「第2 仕様書 II. 特記仕様書」に記載の「プロジェクトの評価」における定量的指標としては、①道路維持管理機材の修理の所要経費（ソム/年）、②道路維持管理機材の修理の平均所要期間（日/台）、③MOTC 直営での機材の中規模修理における実績（回/年）などが想定されますが、他にプロジェクトの成果や裨益効果、事後評価のための評価指標、及びそのために必要と判断される調査がある場合には提案して下さい。

なお、「第2 仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

(3) 作業計画

上記「(1) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、業務全体をどのよ

うに実施していくか、その流れを示すフローチャートを様式2-4に示し綴じ込んで下さい。フローチャートは時系列に配慮した上で、業務項目間の相関関係等が明らかになるように作成して下さい。また、計画に無理がないか、自然・気象条件等に配慮しているか、作業に後戻りがないか等を検討の上作成して下さい。仕様書に示された業務工程と提案される作業計画との間に差異がある場合には、考え方について具体的に記述して下さい。

(4) 要員計画

業務を実施するために必要な要員計画を、仕様書に記載された業務従事者の構成(案)を参考に別添様式2-5で作成して下さい。各担当業務に従事予定の要員の配置及び担当事項が、業務実施の方法、業務工程と整合性があり、かつ妥当なものとなっているかどうか検討した上で作成して下さい。

記載方法は、現地業務と国内作業に分けて、業務主任者(総括)から順次担当業務ごとに、各要員の配置期間を実線(当該期間全体を業務人月として計上する場合)又は点線(当該期間中において部分的に業務に従事する場合)で表示して下さい(業務日数の記載は不要です)。~~副業務主任者(副総括)を配置する場合には、業務主任者(総括)と合わせた形で配置計画を表示して下さい。~~

評価対象業務従事者は担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載して下さい。一方、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「***」等と記載する)。

評価対象外業務従事者については予定従事者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)を記述して下さい(評価対象外業務従事者については、遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとし、なお、補強・外国籍人材等については「第1-6. 共同企業体の結成及び補強等の可否」で定める制限が遵守されるものとし、)

仕様書で示した担当業務と異なる業務を提案する場合(例えば、複数の業務従事者が同一の業務を分割して担当する場合等)や、仕様書に示された業務量の目途と著しく異なる場合には、その考え方を具体的に記述して下さい。

(5) 業務従事者ごとの分担業務内容

各業務従事者が担当する業務内容や業務項目について、要員計画に合わせて担当業務ごとに簡潔に別添様式2-6に記載して下さい。また、業務実施にあたっての実施体制を確認するために、業務従事者の体制図を示して下さい。評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「***」等と記載する)。

(6) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定しています。

実施設計・施工監理体制に関する提案につき、技術提案書作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画を技術提案書に記載して下さい。その際、別添様式2-4及び別添様式2-5を準用した表を添付して下さい。

(7) その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

3. 3 業務従事予定者の経験・能力等

「3. 2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述します。具体的には、「3. 2 (5) 業務従事者ごとの分担業務内容」とそれに対応する業務に照らし、類似業務の経験、実務経験及び各業務従事者の学位、資格、語学能力等について記述します。

~~(1) 業務管理体制の選択~~

~~業務主任者（総括）と副業務主任者（副総括）を併せて業務管理グループとして提案することを認めている場合は、まずは、業務管理体制を業務管理グループとして提案するのか、業務主任者単独で提案するのかを本文及び別添様式2-5で明記して下さい。~~

- | |
|--|
| <p>(一) 業務管理体制を業務管理グループ（業務主任者＋副業務主任者）として提案します。</p> <p>(二) 業務管理体制を業務主任者単独で提案します。</p> |
|--|

~~業務管理グループとして提案する場合は、その配置の理由、両者の役割分担等の考え方等について、記載して下さい。~~

(2) 業務主任者等の経歴

~~業務主任者（総括）（及び副業務主任者（副総括））となる業務従事者は、別添様式2-7に従って、職歴、主要プロジェクトの経歴、当該業務に関係する著書・研究等を記載して下さい。~~

(3) 評価対象業務従事者の経歴

以下の要領に従い、当該業務に配置される業務従事者のうち、2. (2) 3) で評価対象とされた業務従事者について、別添様式2-8①②③に記載して下さい。

- ア. 「担当業務」は、当該業務において担当する業務分野名を記載して下さい。
- イ. 「取得学位・資格」は、担当業務に関連する取得学位・資格につき、その学位・資格名、取得年月日を記載するとともに、取得資格については、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。技術士のように資格分野が複数ある資格は、その取得分野名も必ず記載して下さい。
- ウ. 「外国語」は、次の「語学能力の基準」に基づき、社の責任により申告するとともに、その語学の認定資格を取得している場合は、その資格名と認定書の写しを添付して下さい。

＜語学能力の基準＞

(ランク)

S－正確かつ流暢に高度な会話ができる。また、会議でのディスカッション及び技術レポートの作成をはじめ自己の専門分野はもちろんとして、他の分野についても正確な表現と理解が可能である。

A－通常の会話と自己の専門分野の表現と理解はもちろんとして、技術レポートの作成・解読も可能である。ただし、会議でのヒアリングにはやや難がある。

- Bー通常の会話と自己の専門分野の表現と理解は、十分とは言えないが可能である。
また、技術レポートの作成・解読は、不十分ながら可能である。
- Cー実用の域ではないが、通常の会話や技術レポートの作成・解読は、辞書を用いて辛うじて可能である。

なお、語学の認定資格については、次の「語学能力・資格の認定等について」に記載した語学の資格名を記載して下さい。

＜語学能力・資格の認定等について＞

1. 英語については、次に掲げるいずれかの能力・資格の認定試験（又はこれらに準ずる資格試験）の結果を別添様式2-8①「評価対象業務従事者経歴書」の「外国語」欄に記載して下さい。（例：英検準1級、TOEIC 735点、BEST Grade A等）
 - (1) TOEIC：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会
 - (2) TOEFL：国際教育交換協議会東京事務所
 - (3) 実用英語技能検定（英検）：(財)日本英語検定協会
 - (4) ビジネス英検（BEST）：(財)日本英語検定協会
 - (5) 国連英検：(財)日本国際連合協会
 - (6) JICA 英語検定
2. 英語以外の外国語については、特に指定はないので、現に保有の認定証等に基づき記載して下さい。

- エ. 「健康診断結果」は、最新の受診結果に基づき申告して下さい（契約に際し、診断書の提示を求めることがあります）。なお、評価対象業務従事者で補強として参加する個人コンサルタントの方は、見積書提出時に、過去1年以内の健康診断書を提出して下さい。
- オ. 「学歴」は、高等学校から順に最終学歴まで、校名、学部・学科・専攻等及び卒業・修了・中退年月を記載して下さい。また、海外の高校及び大学等を卒業している場合は、その所在国名を記載して下さい。（例：〇〇大学（国名））
- カ. 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。なお、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合、健康保険について、被保険者記号一番号、交付日、保険者番号、保険者名称、事業所名称を記載して下さい。
上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合は、「雇用契約書（写）」等何らかの形で当該業務従事者が現在雇用されている事実が確認できる書類を添付して下さい。同じく、役員の方については、商業（会社）登記簿の謄本等何らかの形で役員である事実が確認できる書類を添付して下さい。
- キ. 「職歴」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
- ク. 「業務等従事経歴」は、①海外における類似業務、②国内における類似業務、③海外でのその他の業務に分類し、それぞれについて最近のものから時系列順に記載して下さい。ただし、契約期間が複数年度にまたがる案件や複数年に及ぶ案件に従事した場合には、1案件として初年度分又は最初の業務にまとめて記載して下さい。「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に記して下さい。また、現地業務参加期間は、月数（小数点第1位まで）で記載します。また、担当業務に最も類似する業務実績を5件まで選び、

その業務件名には○印を付して下さい。仕様書を通じて担当業務の内容等を十分理解した上で、類似業務を選定して下さい。

- ケ。「その他の海外渡航経歴」には、海外駐在、国際会議などの出席、留学及び海外派遣専門家等の経歴を記載して下さい。
- コ。「研修実績」は、国内又は海外における研修受講実績について、研修先及び研修期間を記載し、研修内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。研修受講の認定書等があればその写しを添付して下さい。
- サ.業務等従事経歴が別添様式2-8①だけでは記載しきれない場合には、別添様式2-8②に記載して下さい。
- シ。「特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む）」の記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる職務経験の中から、業務従事者（担当業務）の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、別添様式2-8③に、業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載して下さい。

3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

(1) 共同企業体及び補強に関する添付書類

~~共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません）を作成の上、技術提案書（正及び写）に添付して下さい。~~

評価対象業務従事者を補強により配置する（業務従事者について他社からの協力を得る）場合は、当該業務従事者の所属する社もしくは団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書（正及び写）に添付して下さい。同意書は写しでも構いません。

(2) 技術提案書の体裁等

ア. 体裁

技術提案書は正及び写ともに、色紙、写真台紙の使用は不可とします。

正のみ、紙製のフラットファイル綴じとします。表紙及び背表紙には、業務名、提出年月（西暦）、コンサルタント等の名称を表記して下さい。また、各章毎の見出しとしては、タックインデックスを使用して下さい。

写は、背表紙無し、2穴ひも綴じとします。表紙の表記及び各章毎の見出しは技術提案書（正）と同様として下さい。

正・写ともに、両面印刷が望ましいと考えます。

イ. 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とします。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

ウ. 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

4. その他の留意事項

- (1) 機構が配布・貸与した資料は、該当業務の技術提案書を作成するためにのみ使用することとし、複写又は他の目的のための転用等はしないで下さい。返却

- の必要がある場合は、技術提案書提出時に必ず返却して下さい。
- (2) 技術提案書等は本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
 - (3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いませんのでご了承ください。
 - (4) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正)のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に「第1 4. 窓口」までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。
 - (5) なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 	4
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上国における道路維持管理機材に係る現状と課題を分析・整理の上、記載されているか。 ● キルギスにおける道路セクターに係る現状と課題を分析・整理の上、記載されているか。 	14
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 	14
(3) 作業計画・要員計画の妥当性、実施設計、施工管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務方法に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 ● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。 ● 我が国無償資金協力が実現した際の実実施設計・施工管理体制について、その実施方法・作業計画等が具体的かつ明確に示されているか。 ● 想定する詳細設計の概要、留意点の妥当性 	12
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		50
(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任/道路維持管理機材計画		50
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	20

第3 技術提案書作成要領

□ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	6
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	7
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年の業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	10
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 	7

参考

類似業務：道路維持管理に係る各種業務

対象国／地域：キルギス／全途上国

語学力：英語

第4 経費積算に係る留意点

本業務に係る経費を積算するに際し、留意頂きたい点について記載しています。

入札者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、経費の積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（下記 URL 参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳の作成について

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（別添様式集第1 入札に関する様式 様式1-4 及び様式1-5 参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

（1）経費の費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、経費を構成する費目を次の通りとします（別添様式1-5 参照）。

なお、本業務においては、直接経費のうち（4）機材購入費及び（5）再委託費の支出は想定しておりません。

費用項目	内 訳		内 容
I. 業務原価	1. 直接経費	（1）航空賃	航空賃（本邦又は第三国から対象国への航空賃。対象国内の航空賃は一般業務費（現地支出分）の交通費に計上）
		（2）現地関連費	その他の旅費、一般業務費（現地支出分：事務管理費、通訳費、車輛借上費、貸与車輛関連費、船舶等借上費、特殊傭人費、消耗品費、現地報告書作成費、運搬費、交通費、カウンターパート旅費、その他）
		（3）国内関連費	一般業務費（国内支出分：国内ワークショップ開催費、その他）、機材損料、機材送料、印刷製本費、その他の報告書作成費
		（4）機材購入費	機材購入費
		（5）再委託費	国内再委託費、現地再委託費
	2. 直接人件費		現地又は国内において当該業務に従事する技術者の人件費

	3. その他原価	間接原価及び積上計上するものを除く直接経費
II. 一般管理費等	業務を処理するコンサルタント等における経費等のうち業務原価以外の経費	

(2) 業務日数の人月換算

現地人月及び国内人月における日数から月数の換算は、現地業務期間、国内作業期間の各々について、要員配置の日数を合計し、現地業務期間は30日、国内作業期間は20日でそれぞれ割った数字の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算定して下さい。

(3) 安全対策に係る経費

1) 戦争特約保険料

戦争特約保険料につきましては、一式600千円(定額)を入札金額の内数として計上下さいますようお願いいたします。

なお、戦争特約保険料につきましては、契約終了後、証憑書類による精算を行います。

2) 戦争特約保険料以外の経費

キルギスにおけるJICAの安全管理基準を遵守するために必要な経費については、入札金額に内包して下さい。なお、契約履行期間中に、安全管理基準の強化又は治安状況の悪化等により追加経費が発生する場合は、契約変更の協議に応じます。

なお、地方での調査に際しては、JICAキルギス事務所より、衛星携帯電話の貸与があります。

また、バトケン州全体(ウズベキスタン及びタジキスタンの飛び地を含む)及びオシュ州とジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯(外務省の渡航情報(危険情報)で「渡航の延期をお勧めします。」とされている地域)において調査を実施する際は宿舎警備員を配置しますが、同警備員備上に係る経費はJICAキルギス事務所から支払いを行いますので、入札金額には含めないで下さい。

3. 消費税課税

課税事業者については、積算金額の全額に8%を乗じた消費税を加算した額が最終的な契約金額となりますが、入札書に表示する金額は消費税を除いた金額を記載願います。免税事業者についても、同様に、積算金額をそのまま入札書に記載して下さい。

価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。

第5 業務完了時の数量確認等について

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

費用項目	内 訳	数量等確認の有無
I. 業務原価	(1) 航空賃	渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	1) 戦争特約保険料：証憑書類に基づく実費精算 2) 戦争特約保険料以外の経費：現地業務人月（人日）を確認
	(3) 国内関連費	数量確認なし
	(4) 機材購入費	（当機構では本項目の支出を想定していない）
	(5) 再委託費	（当機構では本項目の支出を想定していない）
	2. 直接人件費	現地及び国内の業務人月（人日）を確認
3. その他原価	業務総人月（通訳団員以外）を確認	
II. 一般管理費等	業務総人月（通訳団員以外）を確認	

2. 請求金額確定の方法

(1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書（別紙参照）を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に「業務実施工程計画・実績対比表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

航空賃	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、渡航回数を確認。 個別の渡航に係る航空賃の詳細を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単位を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、現地業務人月を確認。 「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地の業務人月を確認し、契約書に記載された現地関連費単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月を上限とします。

第5 業務完了時の数量確認等について

直接人件費	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、業務人月（人日）を確認。 「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地及び国内の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された人件費単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月（人日）を上限とします。
その他原価	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、業務総人月を確認。 直接人件費と同様に、現地及び国内の業務人月を確認した上で「対象経費」を確認し、契約書に記載された比率を乗じた金額を確定金額とします。
一般管理費等	「業務実施工程計画・実績対比表」にて、業務総人月を確認。 「その他原価」に同じ。

なお、業務人月が契約時点で想定されている数量に達していない場合は、契約金額内訳として設定している単価を用い、実際の数量を乗ずることにより、精算金額とすることとします。

2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以 上

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 殿

受注者住所
受注者名 印

経費確定（精算）報告書

下記契約（平成 年 月 日付変更契約）の業務が完了しましたので、業務実施契約書第3条及び業務実施契約約款第13条に基づき別紙のとおり経費確定（精算）報告書を提出いたします。検査の上、請求金額の確定につきよろしくお願い致します。
なお、本報告書における報告内容は事実と相違ないことをあわせて報告致します。

記

1. 業務名称：
2. 対象国名：
3. 履行期間： 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
4. 契約金額： 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

第6 契約書（案）

業務実施契約書

- | | | | | | |
|---|------|--------------------------|---|----|-----|
| 1 | 業務名称 | 道路維持管理機材メンテナンス機能強化計画準備調査 | | | |
| 2 | 対象国名 | キルギス国 | | | |
| 3 | 履行期間 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 契約金額 | 円 | | | |
| | | (内 消費税及び地方消費税の合計額 | | 円) | |

頭書業務の実施について、発注者 独立行政人国際協力機構 契約担当役 理事 理事名を記載（以下「発注者」という。）と受注者 受注者名を記載（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（ただし、本契約書本体第3条により変更される部分を除く。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 業務実施契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員： 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課 課長
- (2) 分任監督職員： キルギス事務所 所長

（業務実施契約約款の変更）

第3条 本契約においては、業務実施契約約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第13条 検査及び引渡し
 - ア) 第1項において、「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。
 - イ) 第1項において、「ただし、精算報告書については、発注者の了解を得た上で、履行期限後30日まで提出期限を延期することができる。」を削除する。
- (2) 第14条 契約金額の精算
 - ア) 第1項において、「精算報告書」を「経費報告書」に変更する。

- イ) 第1項において、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。
- ウ) 第2項から第4項を削除し、第2項として、「発注者は、第1項の経費報告書及び必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。

(3) 第15条 支払

第1項において、「前条第3項の規定による確定金額」を「前条第2項の規定による確定金額」に変更する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(6) JICAコンサルタント契約 精算の手引き(2013年1月改定)」を削除する。

(2) 第26条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容につきましては、こちらのサイトをご参照下さい。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000ugt15-att/ind_cont_yakkan_140401.pdf
-

[附属書Ⅰ]

共通仕様書

- ※ 内容につきましては、こちらのサイトをご参照下さい。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000ugt15-att/ind_attach01a.pdf
-

[附属書Ⅱ]

特記仕様書

- ※ 内容につきましては、「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書」をご参照下さい。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

契約金額 円

I	業務原価	円
	1 直接経費	円
	(1) 旅費（航空賃/ビジネスクラス）	円
	(2) 旅費（航空賃/エコノミークラス）	円
	(3) 現地関連費	
	1) 旅費（日当、宿泊料等）	円
	2) 旅費（戦争特約保険料）	円
	3) 一般業務費（現地支出分）	円
	(4) 国内関連費	
	1) 成果品作成費	円
	2) 一般業務費（国内支出分）	円
	(5) 機材購入費	円
	(6) 再委託費	円
	2 直接人件費	円
	3 その他原価	円
II	一般管理費等	円
III	小計	円
	消費税及び地方消費税の合計額 （法令により定められた税率により算出）	円
IV	合計	円

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書(構成)

I 業務原価				
1 直接経費				
	内 訳	単 価(円)	数 量	金 額(円)
	(1) 旅費(航空賃/ビジネスクラス)		往復	
	(2) 旅費(航空賃/エコノミークラス)		往復	
	(3) 現地関連費			
	1) 旅費(日当、宿泊料等)		人月	
	2) 旅費(戦争特約保険料)		一式	
	3) 一般業務費(現地支出分)		人月	
	(4) 国内関連費			
	1) 成果品作成費		一式	
	2) 一般業務費(国内支出分)			
	小 計			
2 直接人件費				
	内 訳	単 価(円)	数 量	金 額(円)
	現地作業及び国内作業(通訳団員除く)		人月	
	現地作業(通訳団員)		人月または人日	
	小 計			
3 その他原価				
	算 出 方 法			金 額(円)
	小 計(1~3)			
II 一般管理費等				
	算 出 方 法			金 額(円)
III 小 計 (I + II)				
消費税及び地方消費税の合計額(法令により定められた税率により算出)				
IV 合 計				

[附属書Ⅳ]

業務従事者名簿

氏名	担当業務	所属先	格付	最終学歴	卒業年月
□原 ×子	交差点設計	新宿プランニング	2号	〇〇工業大学卒 △△△大学院修了	19**年3月 200*年9月
○山 △男	交通計画Ⅱ	麴町設計	4号	〇〇工業高校卒	197*年3月

注) 業務従事者の最終学歴(卒業年月)が大学院卒以上の場合、大学学歴と大学卒業年月も併せて記載願います。

別添様式集

第1 入札に関する様式

1. 各種書類受領書（別添様式 1 - 1）
2. 入札書（別添様式 1 - 2）
3. 委任状（別添様式 1 - 3）
4. 入札金額内訳書（別添様式 1 - 4）
5. 入札金額内訳（別添様式 1 - 5）

第2 技術提案書作成要領に関する様式

1. 技術提案書頭紙（別添様式 2 - 1）
2. 技術提案書表紙（別添様式 2 - 2）
3. 様式 - 1（類似業務の経験）（別添様式 2 - 3）
4. 様式 - 2（作業計画）（別添様式 2 - 4）
5. 様式 - 3（要員計画）（別添様式 2 - 5）
6. 様式 - 4（業務従事者毎の分担業務内容）（別添様式 2 - 6）
7. 様式 - 5（業務主任者の経歴）（別添様式 2 - 7）
8. 様式 - 6（評価対象業務従事者の経歴）（別添様式 2 - 8）

(別添様式 1 - 1)

各種書類受領書

本紙にご記入の上、2部をご持参願います。受領印を押印して戻しますので、必要性が無くなるまで保管願います。
 (例：請求書の場合は、請求金額が振り込まれる迄)

※太枠内にご記入願います

貴社名			
ご持参者名		TEL	
案件名			
提出書類	必要記入事項		
■プロポーザル 見積書	■業務実施契約 □業務実施契約(単独型)		
	公示日		部数
	公示番号		部数
	プロポーザル (技術提案書)	正部、写部	
	入札書	正1部	
<input type="checkbox"/> 辞退書			
<input type="checkbox"/> 最終見積書			
<input type="checkbox"/> 契約書(案)			
<input type="checkbox"/> 関連データ表			
<input type="checkbox"/> 契約書(2部)			
業務実施契約	<input type="checkbox"/> 精算報告書	提出ファイル数：	冊
	<input type="checkbox"/> 請求書		
業務実施契約 (単独型)	<input type="checkbox"/> 精算報告書	提出ファイル数：	冊
	<input type="checkbox"/> 請求書		
<input type="checkbox"/> その他	提出書類：		

上記書類を受領いたしました。

独立行政法人国際協力機構 調達部
 契約第一課・第二課・第三課

JICA 受領印

(年 月 日)

(別添様式 1 - 2)

入 札 書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
 契約担当役
 理事 殿

住所

商号／名称

印

代表者役職・氏名

印

キルギス国道路維持管理機材メンテナンス機能強化計画準備調査
 (一般競争入札 (総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
 うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

- * 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税は加算しないこと。
- * 金額は千円単位として下さい。
- * 上記金額は、戦争特約保険料に係る費用 600 千円を含むものとします。

以 上

(別添様式 1 - 3)

委任状

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 殿

住所
商号／名称 ⑩
代表者役職・氏名 ⑩

私は、弊社社員 ⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任
します。

委任事項

1. 「〇〇〇国（案件名）」について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に行なわれる
貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
2. その他上記に関する一切の権限

以上

(別添様式 1 - 4)

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。

入札金額内訳書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

印

件名： < 業 務 名 称 >

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている事項を了承のうえ、下記のとおり見積ります。

総額 円

I	業務原価		円
	1	直接経費	円
		(1) 航空賃	円
		(2) 現地関連費	円
		1) 旅費 (日当、宿泊料等)	円
		2) 旅費 (戦争特約保険料)	600,000 円
		3) 一般業務費 (現地支出分)	円
		(3) 国内関連費	円
		1) 成果品作成費	円
		2) 一般業務費 (国内支出分)	円
	2	直接人件費	円
	3	その他原価	円
II	一般管理費等		円
III	小計		円
		消費税及び地方消費税の合計金額	円
IV	合計		円

(別添様式 1 - 5)

I 業務原価 円1. 直接費 円(1) 旅費 (航空賃) 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 5)

(2) 現地関連費 円1) 旅費 (日当、宿泊料等) 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				内国旅費 (円)	金額 (円)
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		x	=		x	=	
合 計							0

2) 旅費 (戦争特約保険料) 600,000 円

3) 一般業務費 (現地支出分)

円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 5)

(3) 国内関連費

 円

1) 成果品作成費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

2) 一般業務費 (国内支出分)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 1 - 5)

(4) 機材購入費 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 再委託費 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 1 - 5)

2. 直接人件費 円

(1) 現地作業

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	現地作業	
			作業人月	金額 (円)
小 計				

(2) 国内作業

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	国内作業	
			作業人月	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 5)

3. その他原価 円

直接人件費 (通訳団員除く)

円 × % = 円

II 一般管理費等 円

(直接人件費 (通訳団員除く) + その他原価)

円 × % = 円

(別添様式 2 - 1)

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 殿

《整理番号》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》に係る技術提案書等の提出について

標記業務に係る技術提案書等を下記のとおり提出いたします。

記

技術提案書	正	1	部
	写		部
入札書		1	通

以 上

(別添様式 2 - 2)

独立行政法人国際協力機構

〇〇〇国 《案件名》

技術提案書

年 月

整理番号

コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :

(別添様式 2-3①)

様式-1 (その1)

業務名	国名	発注者名	元請・共同 下請別	契約金額 (千円)	契約期間 年 月 日から カ月	業務従事者数		技術サービスの種類
						現地 人	国内 人	

注) 技術サービスの種類としては、以下を参考に記述願います (必ずしも以下に限定する必要はありません)。

基礎調査/マスタープラン調査/フィージビリティ調査/基本設計/詳細設計/施工監理/技術協力プロジェクト/その他

(別添様式 2 - 3 ②)

様式 - 1 (その 2)

類似業務の経験

業	務	名	_____	
国		名	_____	
発	注	者	名	_____
発注の種類 (元請、共同、下請別)				_____
契	約	金	額	_____
契	約	期	間	_____

業務内容

様式-2

作業計画

作業項目	年度												年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

凡例：——事前作業期間 現地業務期間 国内作業期間 △——△ 報告書等の説明 ----- その他の作業

様式 - 3

＜業務管理グループ制度の有無＞
 () 業務管理体制を業務管理グループ (業務主任者 + 副業務主任者) として提案します。
 () 業務管理体制を業務主任者単独で提案します。

要 員 計 画

	担当業務	氏名	所属先	格付	年 度																人・月									
					4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3								4 5 6 7 8								年度		年度		計					
					現地	国内	現地	国内	現地	国内	現地	国内	現地	国内	現地	国内	現地	国内	現地	国内										
現地業務	総括 / ○○○○	△△ ○子	××コンサルタント	2	■■■■■■■■								■■■■■■■■								6.0		2.5		8.5					
	副総括	▲▲ □男	××コンサルタント	3	■■■■■■■■								■■■■■■■■								4.0		1.5		5.5					
				現地業務小計																										
国内作業	総括 / ○○○○	△△ ○子	××コンサルタント	2																						0.2		0.2		0.4
	副総括	▲▲ □男	××コンサルタント	3																						0.3		0.4		0.7
				国内作業小計																										
報告書等提出時期 (△と報告書名により表示)																														
				合計																										

凡例 ■■■■■■ 現地業務 □■■■■■ 国内作業

注 1) 次年度以降長期にわたる計画については続表を次頁に附記すること。
 注 2) 例示しているのは、業務管理グループ制度を活用した場合の記入例。

留意事項

- 1. 業務従事者 (要員) を現地業務と国内作業に分けて記載すること。
- 2. 評価対象外業務従事者は、担当業務、格付のみを記載し、氏名、所属先は記載しないこと。
- 3. 各業務従事者の配置期間は実線または点線で表示する。ただし、現地業務については、原則として配置期間を実線で表示すること。
 実線：当該期間全体日数を人月として計上する場合
 点線：当該期間中において部分的に業務に従事する期間をのべ人月として計上する場合
- 4. 総括 (業務主任者) 及び副総括 (副業務主任者) は、現地業務、国内作業ともそれぞれ同一人物を配置すること。

(別添様式 2 - 7)

様式 - 5

業務主任者等経歴書

氏名	
生年月日	
最終学歴	
取得資格	
職歴	
主要プロジェクト経歴	
著書、研究等	

(別添様式2-8①)

様式-6 (その1)

評価対象業務従事者経歴書

案件名	国						写 真 (5cm×4cm)
担当業務	取得学位・資格 (登録番号・取得年月) ※ 技術士等は部門も明記して下さい。						
氏名							
(ローマ字)							
生年月日 (西暦)							
本籍	都道府県						
外国語	取得資格	自己申告				著書・研究論文等	健康診断結果
	資格名	外国語名	読む	書く	話す	聞く	年 月 日 受診
年 月 取得							
学歴	校名		学部・学科・専攻等				
	高等学校						(西暦) 年 月 卒業・中退
	短大等						(西暦) 年 月 卒業・中退
	大学						(西暦) 年 月 卒業・中退
	大学院						(西暦) 年 月 卒業・中退
現職(※)	採用年月	所属先		部・課・職位		職務内容	
	雇用保険	確認(受理)通知年月日【 】			被保険者番号【 】		
		事業所番号【 】			事業所名略称【 】		
職歴	健康保険	被保険者記号一番号【 — 】			交付日【 年 月 日】		
		保険者番号【 】			保険者名称【 】		
		事業所名称【 】					
業務等 従事経験	期間(年月～年月)	所属先		部・課・職位		職務内容	
その他の 海外渡航歴	件名	対象国	技術サービスの種類	発注者	担当業務	従事期間 (年月からカ月)	現地作業参加期間 (年月からカ月)
研修実績	渡航先	期間(年月から何カ月)		目的(留学先等)		内 容	
研修実績	研修先	期間(年月から何カ月)		研修内容			

注1) 現職の欄には、雇用保険あるいは健康保険のいずれかについて明記する。

(別添様式 2-8②)

様式-6 (その2)

	件名	対象国	技術サービスの種類	発注者	担当業務	従事期間 (年月から カ月)	現地業務 参加期間 (年月から カ月)
	業務等 従事 履歴						

注1) 当該業務に最も類似していると思われる実績(5件以内)をその件名に○印を付けること。また、国際機関からの受注案件については、その件名に◎印をつけること。

注2) 技術サービスの種類としては、以下を参考に記述願います(必ずしも以下に限定する必要はありません)。

基礎調査/マスタープラン調査/フィージビリティ調査/基本設計/詳細設計/施工監理/技術協力プロジェクト/その他

様式-6 (その3)

特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

業務従事予定者 (担当業務)	()
----------------	-----

プロジェクト名

国名

発注者名

契約期間

業務従事期間

業 務 内 容
(1) プロジェクトの背景と全体業務概要
(2) 担当事項
(3) 本件業務との類似性・関連性

(注) 業務従事予定者 1 名につき 3 件までとしてください。